

## 六・七世紀の「大兄」

はじめに

『日本書紀』には、六・七世紀の王族の名(通称)の一部、ないし通称そのものとして、「大兄」の呼称が散見される。この大兄については、井上光貞氏<sup>(1)</sup>によって王位継承上の制度的呼称とする見解が示されて以来、活発な議論が行われてきている。

大兄を称する人物に共通する点は、同母兄弟中の長子、ないしは唯一子であるという点であり、大兄が本来、長子を意味する語であることには、ほとんど異論はみとめられ

篠川 賢

ない。『日本書紀』の古訓によれば、大兄はオホエともオヒネ(オホヒネ)とも訓まれるが、いずれの訓みに従っても、それは兄弟中の最年長者を意味する語と考えられる<sup>(2)</sup>。また漢語としての「大兄」の語義からも、そのようにみて間違いないであろう<sup>(3)</sup>。

今日、大兄は単なる長子を意味する呼称にすぎないのか、あるいはそれに加えて何らかの意味をもつ呼称なのかという点で、まず見解はわかれるが、後者の立場をとる場合、さらにいくつかの見解にわかれている。

筆者は別稿<sup>(4)</sup>において、六・七世紀の王位継承は、河内祥輔氏の説<sup>(5)</sup>かれたとおり、大王と前大王の女との近親婚によ

る所生子が次の大王になるといふ、特殊な父子直系繼承を原則としており、それは大王・太后（前大王の女）・太子（大王と太后の近親婚による所生子）の三者によって王権が分掌されるといふ、当時の王権の基本的形態と一体のものとして存在していた、と考えられることを論じた。ただその際大兄については、紙数の都合上、それを王位繼承にかかわる制度的呼称とみることができないとの私見を、結論的に述べるに留めざるを得なかつた。本稿では、改めて大兄の問題を取り上げることによって、別稿の不備を補うことにしたい。

## 一、「大兄」の用例と用法

これまでの議論において紹介されてきた「大兄」の用例は、表①に示したとおりである。このうち(11)・(17)・(22)の八例の「大兄」は、高句麗の官位の一つである大兄（タイケイ）を指しており、長子を意味する大兄の用例からは除外することができるといふ。これらを除いた二十例について、その用法は、大きく二つにわけられるであろう。一つは、名（通称）の一部、ないし名そのものとしての用法であり、いま一つ

は、長子を意味する統柄表記としての用法である。

(1)・(10)・(19)・(20)・(23)は明らかに前者の用例であり、(21)の最兄字之宇遲比古命も、これは「大兄」と記すのではなく「最兄」をオホエと訓む例であるが、同様に考えてよいと思われる。ただしこれらの中には、「オホエ」といふ地名の借訓として、「大兄」が用いられている例も含まれている。(3)の大兄去來穂別尊がその例であることは、直木孝次郎氏の指摘されたとおりであり、(21)の「最兄」もおそらく地名であろう。(2)の彦人大兄も、『古事記』に大江王・大枝王につくるところからすると、同様の例とみられるが、この彦人大兄は、(1)の日子人之大兄王と同一人物とも考えられ、記紀の系譜に混乱がみとめられる。また(1)・(2)とも、その実在性は疑問である。(1)・(2)・(3)・(21)は、地名の借訓かそうでないにしても実在が疑われる例であり、やはり大兄の実例からは除外して考えてよいであろう。これまでの議論においても、そのように判断されている。

(23)の大兄彦君の「大兄」は、地名の借訓か長子を意味する大兄か判然としない例である。これは『先代旧事本紀』国造本紀の加我国造条に、「泊瀬朝倉朝御代。三尾君祖石撞別命四世孫大兄彦君。定賜国造」とみえるものであり、

表①

史・資料表記	史・資料	備考
(1)	古事記	景行と伊那毗能若郎女との第二子。『日本書紀』にはみえない。
(2)	日本書紀	『古事記』に大江王・大枝王につくり、景行と訶具漏比壳との唯一子とする。
(3)	日本書紀	仁徳と磐之媛命との長子。『古事記』に大江之伊邪本和気命につくる。
(4)	日本書紀	繼体と目子媛との長子。
(5)	日本書紀	欽明と石姫皇女との長子。
(6)	日本書紀	欽明と堅塩媛との長子。
(7)	日本書紀	敏達と広姫との長子。
(8)	日本書紀	厩戸皇子と刀自古郎女との長子。
(9)	日本書紀	舒明と法提郎媛との唯一子。
(10)	日本書紀	舒明と宝皇女(皇極・齊明)との長子。
(11)	日本書紀	天智六年十月条。
(12)	日本書紀	天武二年八月癸卯条。
(13)	日本書紀	天武二年八月癸卯条。
(14)	日本書紀	天武四年三月是月条。
(15)	日本書紀	天武四年三月是月条。
(16)	日本書紀	天武五年十一月丁亥条。
(17)	日本書紀	天武九年五月丁亥条。
(18)	日本書紀	天武九年五月丁亥条。
(19)	日本書紀	天武二年四月壬辰条。備前國の人。
(20)	日本書紀	天武二年四月壬辰条。備前國の人。
(21)	日本書紀	天武二年四月壬辰条。備前國の人。
(22)	日本書紀	天武二年四月壬辰条。備前國の人。
(23)	日本書紀	天武二年四月壬辰条。備前國の人。
(24)	日本書紀	天武二年四月壬辰条。備前國の人。
(25)	日本書紀	天武二年四月壬辰条。備前國の人。
(26)	日本書紀	天武二年四月壬辰条。備前國の人。
(27)	日本書紀	天武二年四月壬辰条。備前國の人。
(28)	日本書紀	天武二年四月壬辰条。備前國の人。

ここにいう石撞別命は、『古事記』に石衝別王、『日本書紀』に磐衝別命につくり、垂仁天皇の皇子で同じく三尾君の祖と伝えられている。国造本紀の国造設置時期についての記載は信憑性に欠け<sup>(8)</sup>、大兄彦君を泊瀬朝倉朝(雄略朝)の人物とすることには問題が多いが、国造本紀の系譜部分は、原則として六世紀中頃から後半にかけて成立した系譜を伝えたものと考えられるのであり、一概にその史料性を否定することはできない。大兄彦君の「大兄」が地名の借訓でないとするならば、この例は、六世紀段階において、王族以外の人物にも長子を意味する大兄の呼称が用いられた可能性を示す例、ということになろう。

残りの(18)(24)は、後者の用例(大兄が統柄表記として用いられている例)と考えられる。このうち(18)の其大兄刀羅古首は、名としての用例である(19)の秦大兄、(20)の別大兄とともに、「大兄制」否定論者によって注目されてきた例であり、七世紀末以降は、大兄が王族(皇族)以外の人物に対して広く用いられたことを示している。同時にこの時期になると、皇族に対する大兄の称は、(24)の大枝謂「大兄也の「大兄」が、具体的には惟喬親王(文徳天皇と紀靜子との長子)を指しているのを除き、史料上からはみえなくなる。

また(25)(26)の『将門記』にみえる「大兄」については、これを紹介された荒木敏夫氏によって、「統柄表記としての意味のみにとどまらない」、「一族の長たる地位を表わす意味を随伴」する用例として注意されている。荒木氏は、(25)の大兄之介について、高望王の次男ないし三男であった平良兼が「大兄之介」と称されたのは、長男の国香や次男ないし三男の良持(良茂)が死去した後の、実質上長子たる位置にあった時のことであり、この時の良兼が「姻婭之長」と自称していることから、こうした位置にあった良兼が「大兄之介」と称されたとされる。そして(26)の将門之大兄将頼については、将頼は将門の弟であるが、「将門之大兄」と記されるのは将門の死後であり、この場合も、実質上の長子となり一族の長となった将頼が、「将門之大兄」と記されたこととされる。つまり荒木氏は、生得的な長子でなくとも、実質上長子となり宗主権を継承した人物については、それを大兄と称することがあったとされるのである。また(28)の雖レ為外舅、只如大兄の「大兄」については、『中右記』筆者の藤原宗忠が、外舅にあたる藤原有定を「大兄」と呼んでおり、この場合は、「同輩、又は年長者を呼ぶ称」(諸橋轍次『大漢和辞典』大兄の項)としての用例であって、や

はり生得的な長子でない人物に対して大兄が用いられた例である、とされている。

しかし、こうした解釈には、すでに寺西貞弘氏による批判がある<sup>11)</sup>とおり、疑問とすべき点が含まれている。まず⑳の例は、宗忠が外舅の有定の訃報に接し、「雖<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>外舅、只如<sub>二</sub>大兄<sub>一</sub>」として悲しんだというのであるから、この場合の「大兄」も、長子(長兄)を意味する語としての用例にほかならない。また寺西氏は、㉑について、これは「大兄」の「介」とわけて解すべきであり、大兄である国香に次ぐものの意味であろうとされ、㉒の将門之大兄将頼については、従来『将門記』の注釈書にいうとおり、「将門之大兄将国」(将国は将門の長男)の誤りとみるべきであろうとされる。これらの点については、長子でないものを大兄と称した例が他に存在しない<sup>12)</sup>ことからして、寺西氏の見解を妥当とすべきと考える。

ただし、㉑の大兄之介については、これを大兄である国香に次ぐものの意味に解したとしても、この場合の「大兄」には、荒木氏のいわれたとおり、「一族の長たる地位を表わす意味」が含まれているといえよう。良兼が「姻婭之長」と自称するようになった段階で「大兄」の「介」と称され

ている点は、やはり注意されるのである。

『将門記』の「大兄」に宗主権の継承にかかわる用例がみられるからといって、直ちにそれをすべての「大兄」に敷衍させることはできないが、大平聡氏の指摘された<sup>13)</sup>「北史」新羅伝に「新婦之夕、女先拜舅姑、次即拜大兄、夫」とある「大兄」も、五・六世紀の新羅の例ではあるが、宗主権にかかわる「大兄」の用例と考えられるものである。

## 二、「大兄」と長子

さて、大兄が本来、長子を意味する語であるならば、六・七世紀の王族にみえる大兄について考える場合も、まずはこの時期の王族中の長子全体に目を向ける必要がある。大兄と称された王族の実例は、(4)の勾大兄皇子にはじまり、(10)の中大兄皇子に終わるが、この間の世代の王族のうち、長子(および唯一子)と伝えられる人物を列記したのが表②である。

この表から明らかのように、大兄を称するのは三十二例中の七例にすぎず、全体の四分の一にも満たない。またここで注意されるのは、系譜記事にのみその名がみえ、具体

表②

番号①	長子(唯一子)	父	母
(4)	勾大兄皇子(安閑) 天國排爾(欽明) 大郎皇子 槌子皇子 厚皇子 磯皇子	繼体	手白香皇女 稚子媛 倭媛 廣媛 広媛
7	上殖葉皇子 火殖皇子	宣化	橘仲皇女 稚子媛
(5)	簡出珠勝大兄皇子 石上皇子 倉皇子 大兄皇子(用明) 筑城皇子 橋原呂皇子	欽明	石姬皇女 稚媛皇女 日影皇女 聖盞媛 小姉君 糠子
(7)	押坂彦人大兄皇子 難波皇子 竹田皇子	敏達	広姫 老女子人 緬田部皇女(稚吉)
171615	1413121110	9	171615
(6)	厩戸皇子 麻呂皇子 磯子皇子	用明	穴穗部間人皇女 広寸名 広子 小手子
21	201918	21	201918
2423222	2423222	21	2423222
(8)	田村皇子(舒明) 孝濟王(智敏王) 山代王 山代王	崇峻	押坂彦人大兄皇子 念坂日子女子 大隈王 田村王 磯井玄王
272625	272625	28	272625
(9)	山背大兄王 白髮部王 泊瀬王(長谷王) 白髮部王	鷹皇	山背大兄王 菅原吹葉部女 刀古郎女 位奈部橋王
28	28	28	28
(10)(9)	有間皇子 中兄皇子(天智) 古人大兄皇子 難波麻呂古王	舒明	舒明 法提郎媛 宝皇女(皇極・斉明) 敏原采女 小足媛
313029	313029	28	313029
32	32	32	32

〔備考〕① 書紀<sup>22</sup>、24は『古事記』、25、28は『上宮聖德法王帝説』、他は『日本書紀』による。

② 711は『古事記』では長子とされていない。  
③ 457141726には姉がある。

的な行動が何ら伝えられていない長子、つまりさほど有力であつたとは思われない長子は、すべて大兄の呼称をもたないという点である。

これに対して、大兄を称するのはいずれも有力な長子であり、しかもそのほとんどが王位継承にかかわつたことが指摘できる。すなわち、勾大兄皇子（安閑）、大兄皇子（用明）、中大兄皇子（天智）は、実際に王位についた例であり、山背大兄王、古人大兄皇子は、王位にはつかなかつたものの、王位継承候補者とみなされていたことは明らかである。また箭田珠勝大兄皇子は、『日本書紀』にとくに薨去記事が載せられており（欽明十三年四月条）、その二年後に淳中倉太珠敷尊（敏達）の立太子記事があることからすると、『日本書紀』においては、本来「皇太子」に立てられるべき人物であつたと認識されているといえよう。そして押坂彦人大兄皇子については、物部守屋討滅事件に際して、はじめ穴穗部皇子・物部守屋の側につこうとした中臣勝海が、「遂作太子彦人皇子像与竹田皇子像厭之。俄而知事難<sub>レ</sub>濟、埴附彦人皇子於水派宮」（用明二年四月丙午条）とあることが注意される。この記事から直ちに彦人大兄が王位継承候補者であつたとみることとはできないが、有力な王

族であつたことは明らかであろう。

このような、長子全体の中での大兄の用いられ方からするならば、大兄を単なる長子の呼称にすぎないとみるのは、正しくないと考えられる。記紀において、長子を意味する続柄表記として「大兄」が用いられることはなく、その場合は「長」・「長子」といった表記がとられていることも、この時期の大兄が単なる長子を意味する語ではなかつたことを示すものであろう。<sup>(15)</sup>しかしそれだからといって、大兄を王位継承にかかわる制度的呼称とみること、つまり皇太子（太子）制に先行する制度として「大兄制」なるものが存在したとみること、も正しくないと思われる。<sup>(16)</sup>

すでに「大兄制」否定論者によつて指摘されているとおりであるが、まずこれらの大兄は、名（通称）の一部、または通称そのものとして用いられているのであり、「皇太子」・「太子」・「東宮」といった公的地位・身分を示す語とは、異なつた性格の語であることが明らかである。『日本書紀』に、「勾大兄……宜処春宮」（継体七年十二月戊子条）、「立中大兄、為皇太子」（皇極四年六月庚戌条）、「以中大兄、為皇太子」（孝徳即位前紀）など、大兄を皇太子に立てたとする記述がみえることは、この点を端的に示すものとい

えよう。

また、大兄が王位継承者を指す制度的呼称であったならば、欽明・舒明・厩戸皇子なども（これらはいずれも長子）、大兄を称してよいと思われる。大兄を称する七例中、実際に即位したのが三例にすぎないことも、それが制度と呼べるようなものではなかったことを示していよう。

さらに、大兄が王位継承者という重要・高貴な地位を示す呼称であったとすると、七世紀末の段階において、早くも王族以外の人物にその呼称が用いられるというのも、不自然ではなからうか。この疑問は、王族中最後の大兄である中大兄の呼称が用いられていた時期と、表①⑱の刀羅古首が大兄と称された時期<sup>18</sup>、⑲の秦大兄が大兄と名付けられた時期<sup>19</sup>、とが重なっていないかつたとしても、解消される疑問ではない。なお⑳の大兄彦君の例は、先に述べたとおり、六世紀段階において王族以外にも大兄が用いられた可能性を示すものとして、参考にするべきであろう。

そしてまた、大兄を王位継承者を指す制度的呼称とした場合、『日本書紀』にみえるこの時期の「皇太子」との関係も、重要な問題となる。『日本書紀』によればこの時期の「皇太子」は、勾大兄皇子・淳中倉太珠敷尊・厩戸皇子・

中大兄皇子の四例であるが、そのうちの二例（厩戸の場合は長子でもある）は、大兄と称されてはいないのである。『日本書紀』の立太子記事を否定してしまえばそれまでであるが、この時期の立太子記事が簡単に否定できないことは、直木孝次郎氏の説かれたとおりであろう。筆者も別稿で述べたとおり、この時期には、一人のヒツギノミコを立てるということ自体は行われたとみてよく、『隋書』倭国伝に「名太子、為利歌弥多弗利」とあるのは、そのことを示すと考えている。つまり当時は、大兄の呼称とは別に、「利（和）歌弥多弗利」という王位継承者を指す呼称が存在していたと考えられるのであり、『日本書紀』は、それを「皇太子」と記したとみられるのである。「皇太子」の表記は潤色であっても、記事内容まで否定するべきではあるまい。

右にみた諸点からすれば、六・七世紀の王族にみられる大兄の呼称を、王位継承者を指す制度的呼称、とする説の成立し難いことは、明らかであると思う。<sup>22</sup>

### 三、「大兄」の意味

それではこの時期の「大兄」は、長子という意味に加え



て、どのような意味をもつ呼称であったのであろうか。

この点に関して中村明蔵氏は、王位継承予定者を指す私的呼称であるとの説を示されている。<sup>(23)</sup> 中村氏は、大兄は同時に複数存在したとされ、そのようなことが生じたのは、対立する勢力がそれぞれに大兄を立てたことと、大兄が公的な地位を示す呼称ではなかったことによるとされる。大兄が公的地位・身分を指す呼称でないことはそのとおりであろうが、はたして王位継承予定者を指す私的呼称というものが存在し得たのか、疑問に思われる。氏自身も述べられているとおり、私的に用いられた呼称であったとしても、王位継承予定者を指す呼称であるならば、それは私的呼称にとどまらない重要な意味をもつたはずである。とするならば、その重要な意味をもつた大兄が、王族以外の人物に対してはすぐに用いられるようになるというのには、やはり不自然なことといわなければならないまい。また、対立する勢力がそれぞれ大兄を立てたとされるが、その場合、結果として大兄であったことが否定されたはずの押坂彦人大兄・山背大兄・古人大兄らが、なにゆえそのまま『日本書紀』に大兄として伝えられているのか、その理由も説明される必要がある。

一方、大兄を「『宗主権』の継承にかかわる、長子を意味する社会的通称」と定義された荒木敏夫氏は、六・七世紀の王族にみられる大兄については、母を同じくする「王族内の単位集団」の代表者（多くは長子）を意味する呼称であるとされている。<sup>(25)</sup> しかしすでに小林敏男氏が疑問を示されているとおり、そうした単位集団の長が大兄と呼ばれたのであれば、もっと多くの大兄の呼称が伝えられていてもよさそうである。荒木氏は、右の単位集団の物質的基礎が「皇子宮」であるとされるが、「皇子宮」の存在が史料的に確認される厩戸皇子や泊瀬王は、大兄と称されていないのである。氏によれば、これらの長子も大兄であり、同じく「皇子宮」の存在の知られる穴穂部皇子も大兄であったとされるが、大兄の呼称が伝えられていない長子や、長子ではない穴穂部皇子（記紀ともに、欽明と小姉君との三男と伝える<sup>(29)</sup>）を大兄としなければならぬところに、荒木説の問題点があると思う。こうした荒木氏の理解は、『将門記』や『中右記』の「大兄」に対する氏の解釈と結びついているのであるが、その点にも疑問があることは先に述べたとおりである。

また、荒木説に疑問を示された小林敏男氏は、大兄は大

王の輔政者としての地位・身分にあつた長子の呼称であり、中大兄が「皇太子」に立てられたことにより、それまでの大兄制が廃止され、大兄の輔政的要素と皇嗣（ヒツギノミコ）の要素とをあわせもつた皇太子制が成立したとされる<sup>30</sup>。しかしこの小林説に対しても、大兄は公的地位・身分を示す呼称ではないという批判があてはまるであろう。氏は、「男大迹天皇、立大兄為天皇」（安閑即位前紀）という記事に着目され、勾大兄が単に「大兄」と表記されるのは、大兄が一定の地位・身分を示す呼称であつたからとされるが、この「大兄」は、単に「勾大兄皇子」を略記したものにすぎないと思われる。ほかに用例があれば別であるが、この一例をもつて、大兄を公的地位・身分を示す呼称とするのは疑問であろう。

このように、大兄に長子以上の意味を見出そうとする説は、いずれも疑問点を含むものといえるのである。そもそも、王位継承にかかわる制度的呼称とする説も含めて、大兄の意味をめぐつて多くの説が提示されていること自体、この時期の大兄を称する王族にのみ共通してみとめられる、明確な性格の見出し難いことを示しているといえよう。王位継承（候補）者、母を同じくする「王族内の単位集団」

の代表者、大王の輔政者、いずれの説をとつても、それは大兄を称する王族にのみ共通する性格とはいひ難いのである。

そこで考えられることは、この明確な独自の共通点が見出し難いという点にこそ、この時期の大兄の意味が示されているのではないかということである。田中嗣人氏は、大兄を「単なる長子を意味する敬称」と定義されているが、この「敬称」という点を強調した上で、田中氏の説を妥当としたい。水野祐氏もまた、大兄は信望・衆望のあつまる皇子（長子）<sup>31</sup>に対して、自然に与えられたところの尊称であると述べられている<sup>32</sup>。

大兄は、単なる長子を意味する呼称にすぎないのではなく、敬称・尊称であつたがゆえに、長子のうちの有力なもののみが大兄と称されたのであり、同時に単なる敬称・尊称であつたがゆえに、有力な長子のすべてが大兄と称されたのでもなければ、大兄を称する長子にのみ共通する性格も見出せない、ということではなからうか。

ただし、大兄を右のように解しただけでは、王族内における大兄の呼称が、なにゆえ勾大兄にはじまり中大兄をもつて終わるのかの説明にはならない。大兄が単なる敬称・

尊称と考えられることからすれば、その出現や消滅の理由を、政治的契機にのみ求める必要はないであろうが、用いられた時期の限られている点は、説明されなければならぬであろう。<sup>(33)</sup>

大兄の出現については、それが長子に対する敬称・尊称である以上、その背後に、長子を次子以下よりも重んずる考えの存在したことが明らかである。そしてこうした考えが生ずるのは、やはり井上光貞氏のいわれた「長子相統的な観念」<sup>(34)</sup>の成立・導入とかわわっていると思われる。もちろんこの場合、「長子相統的な観念」が社会的通念として広く存在していることを必要とするものではない。大兄が勾大兄にはじまることは、必ずしもこの時期にはじめて「長子相統的な観念」が成立したことを示すものではなく、また大兄の呼称の出現が、すぐさま王位継承における長子相統の開始を意味するのではないが、両者の関係は否定されるべきではあるまい。荒木氏が大兄を「宗主権」の継承にかかわる長子の呼称とされた点は、この意味において支持されてよいと思う。

一方、大兄が中大兄をもって終わる理由については、これを右の「長子相統的な観念」の消滅に求めることはでき

ない。その後も大兄は、長子を意味する語として、王族(皇族)以外にも広く用いられていくのであり、その中には『将門記』の「大兄之介」のように、宗主権の継承者の意味を含む用例もみられるのである。むしろ、「長子相統的な観念」は、王族以外にも広がっていったというべきであろう。

大兄が敬称・尊称として用いられたとすれば、それが王族内の長子の呼称としてみえなくなること、特別な理由はなかったということもできようが、現在のところ筆者は、それは天武十四年に王族の冠位が定められたことと関係するのではないかと考えている。つまり、中大兄の次の世代以降の王族(皇族)は、位階によってその序列が定められているのであり、一部の長子に大兄という敬称・尊称を付すことは、この制度になじまないために、自然に行われなくなつたと考えるのである。

以上、大兄についての私見を述べてきたが、六・七世紀の王族にみられる大兄は、一部の長子に対して用いられた敬称・尊称であり、王位継承にかかわる制度的呼称ではないが、それが用いられた背後には「長子相統的な観念」の存在したことが考えられる、というのが本稿での結論である。本稿は、当時の王権・王統について論ずる際の、筆者

としての基礎作業であり、別稿にあわせて御笑覧いただければ幸いである。

〔注〕

- (1) 井上光貞「古代の皇太子」(同『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年、所収)。
- (2) 大兄の訓みについては、荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館、一九八五年)に妥当な論が展開されている。なお本間満氏は、大兄はオホヒネと訓むべきであるとされ、オホヒネの「ヒ」は日の神の「ヒ」ではないかとされるが、その具体的論拠は示されていない。ただ本間氏も、大兄が長子を意味する語であることを否定されているのではない。本間満「大兄の制に関する基礎的考察」(『史叢』二二五)、同「大兄の制の一考察」(『ヒストリア』一〇六)。
- (3) 諸橋轍次『大漢和辞典』大兄(タイケイ)の項。荒木敏夫、注(2)書。寺西貞弘『古代天皇制史論』(創元社、一九八八年)、等参照。
- (4) 拙稿「六・七世紀の王権と王統」(『日本歴史』五二九)。以下、別稿という場合、すべてこの拙稿を指す。
- (5) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』(吉川弘文館、一九八六年)。

- (6) 荒木敏夫「書評——門脇禎二著『大化改新』論——」(『歴史学研究』三六三)。佐伯有清「新撰姓氏録の研究」(考証篇第五(吉川弘文館、一九八三年)、等参照)。
- (7) 直木孝次郎「厩戸皇子の立太子について」(同『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五年、所収)。
- (8) 拙稿「国造本紀」についての二・三の問題」(『成城短期大学紀要』二〇)、参照。
- (9) 拙稿「国造本紀」の国造系譜」(国立歴史民俗博物館研究報告)四四、掲載予定、参照。
- (10) 荒木敏夫、注(2)書。
- (11) 寺西貞弘、注(3)書。
- (12) (1)の日子人之大兄王は第二子と伝えられるが、これが大兄の実例とみなせないことは先にみたとおりである。
- (13) 大平聡「日本古代王権継承試論」(『歴史評論』四二九)。
- (14) ここで押坂彦人大兄が「太子」とされているのは、母の広姫が「皇后」とされるのと同様、天智・天武の王統の正当性を主張するための、『日本書紀』編者の潤色であろう。河内祥輔、注(5)書。荻原千鶴「女鳥王物語と春日氏后妃伝承の定着」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)、等参照。
- (15) 荒木敏夫、注(2)書、にこの指摘がある。

(16) 「大兄制」を肯定する論者は多いが、井上光貞・直木孝

次郎氏らは、大兄は同時に複数存在し得たとされ(井上光貞、注(1)論文。直木孝次郎、注(7)論文、門脇禎二・井出久美子氏らは、一時期に一人の大兄が立てられたとされる(門脇禎二『大化改新』論、徳間書店、一九六九年。井出久美子『大兄制』の史的考察『日本史研究』一〇九)。

(17) 荒木敏夫、注(2)書。田中嗣人『聖徳太子信仰の成立』(吉川弘文館、一九八三年)。寺西貞弘、注(3)書。水野祐「欽明王朝論批判序説」(『東アジアの古代文化』八)。小林敏男『古代女帝の時代』(校倉書房、一九八七年)、等参照。なお小林敏男氏の場合は、後述のとおり、大王の輔政者としての「大兄制」が存在したとされる。

(18) 「其大兄刀羅古首」と記す船王後墓誌の製作年代について、東野治之氏は、天武朝末年以降、八世紀初頭以前とされている。東野治之「解説——船王後墓誌」(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『日本古代の墓誌』同朋舎、一九七九年)。

(19) 秦大兄は、文武二年(六九八)に香登臣を賜姓されており、この時には成年に達していたと推定される。

(20) 直木孝次郎、注(7)論文。なお最近、吉村武彦氏は、大兄と「皇太子」の関係について、「大兄制」を肯定された

上で、王位の世代間継承に際して、実子である大兄以外の人物を後継者にする場合に「皇太子」が立てられた、との説を示されている。吉村武彦『日本の歴史③』、古代王権の展開(集英社、一九九一年)。この場合、氏自身も述べられているとおり、勾大兄の立太子記事は、『日本書紀』編者の潤色として否定されることになる。

(21) 「利(和)歌弥多弗利」は難解であるが、ワカミトホリ(若御統)若き御血統にある方」という倭語を表わしたとする説(渡辺三男「隋書倭国伝の日本語比定」『駒沢国文』五)が妥当であろう。なお、「和歌弥多弗利」が当時国内でどのように表記されていたかは不明であるが、すでに「太子」と表記されていた可能性はあると思う。

(22) なおつけ加えておくならば、門脇禎二氏は、大兄を王位継承上の制度的呼称とするならば、同時に複数の大兄が存在し得たとするのは論理的にも自家撞着であるとされ、井上光貞・直木孝次郎氏の説を批判されたのであるが(門脇禎二、注(16)書)、この指摘はもつともなものであるといえよう。しかし一方では、寺西貞弘氏の強調されるように、中大兄という呼称がみえること自体、大兄の同時複数存在を明瞭に示すものであり(寺西貞弘、注(3)書)、こうした点からも、大兄を王位継承上の制度的呼称とみることの

無理が判断されるであろう。

- (23) 中村明藏「大兄の創始とその意義」〔『日本史研究』一二二  
二〕。

- (24) 荒木敏夫、注(6)論文。

- (25) 荒木敏夫、注(2)書。

- (26) 小林敏男、注(17)書。

- (27) 既戸皇子の「皇子宫」はいうまでもなく斑鳩宮であり、  
泊瀬王については『日本書紀』舒明即位前紀に「泊瀬王宮」  
がみえる。

- (28) 『日本書紀』崇峻即位前紀に「穴穂部皇子宫」がみえる。

- (29) ただし、『日本書紀』欽明二年三月条の分注に引かれる

二つの一書のうちの一方には、二男と伝えられている。い  
ずれにせよ、長子でなかったことは確かであろう。

- (30) 小林敏男、注(17)書。

- (31) 田中嗣人、注(17)書。

- (32) 水野祐、注(17)論文。

- (33) なお、勾大兄から中大兄までの大兄の呼称について、そ  
れぞれ当時において実際に用いられた呼称ではなく、『日  
本書紀』の編纂段階にまとめてつけられたもの、との見方  
もあるかもしれない。しかし、本稿でみてきた「大兄」の  
用いられ方(長子のうちの有力なものの一部に對して用い

- られ、その大兄にのみ共通する明確な性格は見出せない)  
からして、『日本書紀』編者が、一定の基準・方針をもつ  
て大兄の潤色をほどこした、というようなことは考え難い。  
(34) 井上光貞、注(1)論文。